

大蔵委員会議録 第六号

昭和二十七年十一月二十八日(金曜日)
午前十一時五分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳満君
理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君
理事 佐藤觀次郎君

上塚 司君 大泉 寛三君
大村 清一君 佐治 誠吉君
西村 直己君 宮崎 靖君
三和 精一君 荒木萬壽夫君
笹山茂太郎君 中崎 敏君
小川 豊明君 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君
大蔵事務官(主計局法規課長) 白石 正雄君
大蔵事務官(銀行局長) 有吉 正君
大蔵事務官(銀行局長) 伊東 正義君
大蔵事務官(銀行局長) 永野 正二君
大蔵事務官(銀行局長) 上田 忠造君
大蔵事務官(銀行局長) 楠田 光男君
大蔵事務官(銀行局長) 文也君
大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

委員外の出席者

大蔵事務官(銀行局長) 白石 正雄君
大蔵事務官(銀行局長) 有吉 正君
大蔵事務官(銀行局長) 伊東 正義君
大蔵事務官(銀行局長) 永野 正二君
大蔵事務官(銀行局長) 上田 忠造君
大蔵事務官(銀行局長) 楠田 光男君
大蔵事務官(銀行局長) 文也君
大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

十一月二十七日

政府資金の統一運用に関する陳情書
(福島県南会津郡田島町長細井新吾)
(第四二四号)
同(富山県婦岡郡八尾町長益山虎吉)
外二名(第四二五号)

第一類第六号

大蔵委員会議録第六号

昭和二十七年十一月二十八日

同(愛媛県喜多郡長浜町長末永芳郎)
(第四二六号)
同(熊本県宇土郡三角町長石見隆之)
外一名(第四二七号)

昭和二十七年産米超過供出等に対する課税の特例立法に関する陳情書
(群馬県議會議長金子金八外四名)
(第四二八号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○奥村委員長 これより會議を開きます。

本日は、まず漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御出席になりました政府委員は、水産庁漁政部長伊東正義君、同じく水産庁生産部長永野正二君、農林事務官上田忠造君、国民金融公庫總裁楠田光男君、大蔵省主計局法規課長白石正雄君、銀行局長河野通一君、銀行局特殊金融課長有吉正君であります。

質疑は、通告の順にこれを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 水産庁の漁船部長にお尋ねしますが、今、拿捕されておる日本の漁船の状況並びにその将来の見通しについて御説明願いたい。

○永野説明員 ただいま日本の漁船の拿捕の状況についてのお尋ねがございましたが、御承知の通り、本年講和条約の発効とともに、従来日本の漁船の行動を制限しておりましたマツカーサー・ラインというものが解消いたしましたわけでありまして、ところが、このマツカーサー・ラインがございます時分に、日本の漁船がそのラインを出たという理由で、ソ連、中共、韓国、国民政府というような関係の国から、拿捕された数が非常に多かつたのでござい

ます。これは、講和条約発効とともに、しばらくは、そういうのが漁船の拿捕は影をひそめておつたのでございまして、現在までこの拿捕の起りました数字を国別に申し上げますと、第一にソ連関係が、全体の数が百九十六隻になつております。そのうち百三十八隻は帰つて参りまして、まだ帰つて参らないものが五十二隻あるのでございます。そのほか、このソ連の領土の近海におきまして座礁あるいは沈没したというような事故のものが六ばかりございまして、このうち、講和条約発効後の事故とい

たしましては、全体で三十五はの拿捕を見たのでございまして、このうち三十三隻はすでに帰還いたしております。未帰還のものが二隻ございまして、それから大体このソ連関係の拿捕は、千島と北海道の間におきまして、

彼我の領土が非常に近接いたしておりますために、日本の漁船で往々にして注意を怠つた結果、先方の領海を侵したというかどで拿捕されるという例が多いのでございまして。

次に、中共関係でございまして、が、中共関係も国民政府との間の戦闘のはげしい時代におきまして、わが国の船が相当多数に拿捕されておつたのでございまして。大体昭和二十六年ごろが非常に多かつたのでございまして。現在までの総数は九十七隻になつております。そのうちすでに帰還せるものの一

隻、いまだ帰還せざるもの九十六隻に及ぶ状況でございまして。このうち十五隻は講和発効後起りました事故でございまして。これはわが国の下関、博多、長崎等を根拠にいたします以西の底びきの船がこの災厄にあつておるの

でございまして。この船は相当大型の優秀船でございまして、これが拿捕、未帰還ということになりますと、その経済的な損失が非常に大きいということが特徴であると考えます。

それから次は、国民政府に關係するものでございまして、これはマツカーサー・ラインがありまして当時の事故が全部でございまして。講和条約が効いたしましてからは、拿捕した船が帰つて来ないという事例は全然ございせん。現在までの総数を申し上げますと五十四隻になつておりまして、そのうち帰還せるものが二十三隻、未

帰還のものが二十九隻、これは本土と台湾との間の戦争がはげしいころに向うにとられたものでございまして。そのほかに座礁沈没船が二隻ございまして、これらの未帰還の船舶につきましては、当方の請求権を確保するために、先般行われました国民政府との交渉におきまして、この点を先方に確認いたさせておる次第でございまして。

それから次に韓国の關係でございまして、韓国の關係も朝鮮半島に戦乱が起りましたから、あの戦線がはげしく移動しておりました時期に、非常に多くの船が先方の不法な奪取に遭遇しておる次第でございまして。現在までの総数は百四十八隻になつておりまして、このうちすでに帰還せるものが百九

隻、いまだ帰還せざるものが十一隻、座礁沈没等の事故が八隻、それから盗難と目すべきものが二十隻、つまり先方の個人がこちらの船をかつてに盗んで行つたと目すべきものが二十隻、こ

ういふ数字に相なつております。韓国の關係は講和条約が効いたしましてと

ともに、従来ありましたような不法拿捕ということがしばらく影をひそめておりましたのでございまして、本年の夏から再びそういう傾向が現れて参つております。この韓国關係につき

ましては、御承知の通り本年の一月李承晩大統領が一方的な宣言をもちまして、その周辺の水域にある漁業資源について韓国の主権下にあるという宣言を出しましたのでございまして、その後

の韓国の実際の行動は、必ずしもこの李承晩宣言なるものをそのままわが国の

漁船に対してあてはめて、これに違反するものをただちに拿捕するというような態度はとつておらないのでございます。しかし本年の八月の中旬に一隻、九月の中旬に二隻の船が、先方の済州島附近の領海を侵犯したという理由に藉口いたしまして、これを拿捕し、これを先方の一方的な裁判にかけ、あるいはかけんとしおるという状態にございます。この点は私どもとしては、これらの船が先方の船に拿捕されまます際、こちらへの無電の通信の状況から考えまして、またこのうち帰還した船員がおりますので、それらの船員の陳述を聞き取りました結果から見ても、これらの拿捕はいずれも領海にあらざる公海において不当に行われたものであるということを確信いたしております。現にこのうちの二隻の船のごときは、先方の船に拿捕されましてから約七時間も航行した後に済州島に到達したというようなことが、その当事者の言明で明らかになつておるのでございます。これは明らかに公海の上におきまして平和に操業をしておつた漁船を不当に拿捕したものであるというふうに、われわれは確信いたしております。しかしながら、先方はこれらの船を拿捕いたしました後に、乗組員を脅迫いたしました後、領海侵犯の自認書をとつて、その自認書を基礎として裁判をなし、あるいは今後裁判をせんとしおるようでございます。これらにつきましては、外務当局を通じて、今後これらの船舶の返還、乗組員の即時返還、及び一切の損害の賠償を交渉いたしておるのでございます。

以上が船の数につきましますの概観でございますが、これに伴ひまして、乗組員の数について関係の数字を申し上げますと、ソ連関係が、全体の数字が千七百四十七名になつております。そのうちすでに帰還いたしました者が千六百七名、いまだ帰還せざるものが八十九名、死亡及び行方不明が五十一名、このうち数字に相なつております。中韓関係は、全体の数が千三百一十一名、そのうちすでに帰還いたしました者が八百九十名、いまだ帰還せざる者が二百二十九名の多きを数えております。また幸不にして死亡したと認められる者が十二名でございます。国民政府関係は全体の数字が六百七十六名になつております。そのうち六百六十五名がすでに帰還いたしましたのであります。死亡いたしました者が十一名と認められております。韓国関係は全体の数が千四百九十八名に相なつております。そのうちすでに帰還いたしました者が千四百七十二名でございます。いまだ帰還せざる者が十六名、死亡及び行方不明が十名という数字に相なつております。

以上を通計いたしますと、船舶の総計が四百九十五隻であります。乗組員の総数が五千五十二名に相なつております。以上申し上げましたのは、昭和二十七年十一月十三日現在の数字でございます。

○佐藤(委員長) こういうことは、全面講和をやらぬからこういふようなことになるのである。われわれも非常にこのういふことを心配したので、今なお全面講和のことについて考へておりますが、一体講和の発効後とその発効の前との月の割合で、どれくらい増加したものであるかということが、当局はわかつておるかどうか。

○永野説明員 ただいま一月当りの平均の数字の御質問でございますが、これはちよつと歸りまして計算をいたしましたものと、すぐには出て来ないのでございますが、概観的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、中国及び中韓関係の戦況が非常に好ましい時代、及び朝鮮半島におきまして戦況が非常に好ましい時期において集中的に漁船の奪取が行われたということが言えるのでございます。先ほど申し上げましたように、講和発効後の拿捕といたしましては、非常に数は少なくなつておるのでございますが、ことに中韓関係について申し上げますが、影をひそめておつたのでございます。最近になりまして、再び大型の優秀漁船を目標としてこの拿捕が行われるような事態が起つて参つた、こういう全体的な傾向にあるわけでございます。

○佐藤(委員長) こんな莫大な損害を受けておるわけであるが、業者にそういう問題が起ることに對して、一体政府は注意をされてあるかどうかという問題が一つ。それから今後こういう状態が続くのであるけれども、そういうことに對してどういふ対策があるか、ちよつと説明していただきたい。

○永野説明員 相手国に對します外交折衝その他の関係につきましては、しからべき當局から答え願ふことが適當であらうかと思ひます。水産庁といたしましては、講和が発効いたしますとともに、相手国の領海線までは、一応われわれといたしましては国際法上認められた公海の漁業の自由を有しておるわけでありまして、ただ何しろわが国との間の関係が相当険悪な実情にございますので、相手の領海線ぎりぎり

りで操業するということは、事実上非常な困難が伴うわけでございます。従いまして水産庁といたしましては、この方面の漁業監視船というものをなるべく強化いたしまして、現地の相手方の實力、あるいは相手方のわが方の漁船に對する取扱いといふものをあつての程度見通しを立てまして、この監視船の巡航する区域を現在定めておるわけでありまして、漁船に對しましては、できるだけ広い漁場を与へたいという考え方、そういう巡視船が巡航をいたしておりますけれども、この区域を遠く相手方の方へ越えて出るということに相なりますと、こういう漁船を保護するだけの力が現状においては残念ながらわが方として整つていない実情にございます。漁船の方面におきましても、この点は、よく現地のわれわれの監督官と事実上常に連絡をとつていたいておるのでございます。われわれとしては、できるだけ詳しい情報なり情勢判断を漁船の方に伝へて、こ

○宮崎委員 今の事務的なお話で、拿捕船の状況はきわめてよくわかつたのであります。ただ韓国との問題に對しまして、水産庁は農林省を代表しての御意見だとは聞いておりませんけれども、公海自由の原則といふことをやはり御説明に加えておつたが、公海自由の原則といふものは現在の立場において水産庁は認められておるが、はたしてこれは對外的に認められておるかどうか。これはあなたに何うかは無理だと思つたので実は遠慮しておつたのであります。なるほど漁船が拿捕せられ、これに對します当然の保険、あるいは九〇%の再保険、こういうものを給付するといふことには異論がないのであります。一体拿捕される機会を撲滅する方針をとつておらない。しかも外交交渉の関係の上においていまだはつきりした結論のないところに、たとい給付すべき理由はあつたとしても、ただちに国民の税金からなりまして一般財政資金を繰入れることを同意するといふことに、なか／＼困難さがあると思ふ。しかもこれは昭和二十六年度の問題である。昭和二十七年年度の分に対しても順次こういうことをやつて行く。あるいは續いて提出されるでありましよう来年度の予算算、これらに對します予算措置の考慮等も考へてみますと、なか／＼むづかしい問題であります。そこでひとつ委員長にお願いし、理事会の議に諮りまして、外務、農林等関係省の責任ある方においてをお願いしまして、そうして根本を確めた上でこの法案の取扱ひを

考えたい、こう思ったわけでありまして、それでただいまおわかりの程度で、事務的でけつこうであります。公海自由の原則というものは、一体どの程度まで守られておりますか。渉外的や政治的な話とは他日に譲りますが、事務当局でどのようにお考えになつてゐるか、これだけ明らかにしていただきたい。

○永野説明員 漁業につきましての公海自由という原則は、現在国際法上認められた通念であることは申すまでもないでございます。ただいまのお尋ねは、現実最近の国際法の動きとしてこれがどの程度に確認され、確立されているかという点についての事務的な見解、こういうことにお伺いたしました。この点は、私も現在でもこの公海の漁業の自由ということにつきましまして、何ら制限なく現在の国際法の原則として確立されておると考えるのであります。最近の国際法の動きにおきましては、領海に近接する公海につきましまして、あるいは関税の關係、あるいは禁止法の取締りの關係等、若干沿岸国の管轄権を外に及ぼそうという動きがあることは事実でございますが、漁業につきましまして、領海の外に沿岸国の一方的な管轄権を及ぼすという主張は、国際法上認められておらないのであります。ただ關係国の合意に基づきまして、世界の人類の共通の資源でございます漁業資源に對しまして、これを保護し、最高度に利用し、これを絶滅させないために、國際的な合意に基づきまして、おの／＼の國民に對して若干の制限を條約によつて行ふという例はたくさんございまして、今わが國が當面しております一番の問題は、韓國

の行つております李承晩宣言の問題でございます。これはわれ／＼といたしましては、ああいう広大な水域におきまして、韓國の一方的な必要から、その資源を一方的に韓國の管轄に属させるという主張はとうてい容認できませんし、また國際法の上からいつても、これはとうてい認めがたいものであり、こういう結論を出しております。

○宮澤委員 水産庁の事務当局のお考えとしては、そう考へるほかはないと思つておりますが、事実といたしましては、さらに李承晩ラインのほかに國連軍の防衛水域がある。これはほとんど同じような線でありまして、もちろん國上で見ることで、現地の關係はもつと複雑多岐でありましよう。その中におきまして、出漁禁止をされる、あるいは警戒区域の中に入つていゝとさきと悪いときがある。こういうことを勘案して参りますと、いわゆる保險事故といふものは非常に増大して来るわけでありまして、これに對して李承晩ラインの宣言は、これはもちろん一方的でありまして、國際法の正常なる解釈でありまして、慣習から言ひまして、逸脱しておるものであるといふことには異論がない。しかしながら、これに對して何らの解釈が与えられず、こちらも原則があるからといふことで、一方的に漁船の出漁を認めておる。こういうことになりますと、迷惑するのは實際の漁民であり、ひいては日本國といふものの面目に關する問題になつて来ると思ひます。ただいまは事務當局の意見でありますから、これを強く追究する意味ではありませんが、一方的な解釈のみに頼らずに、さらに外務省等を通じまして、それ／＼御折衝なさつておるか

どうか。國連軍は大体出漁は禁止したけれども、話合ひによりまして、默認することになつたのだらうと思つて、ことが、それ／＼の漁港に風のたよりのように伝つて参りまして、これを信頼して、防衛水域の中、あるいは李承晩ラインの中に入つて行く。韓國の海軍はこれを拿捕するという事實がある。先ほど御説明になりましたように、われ／＼の方の資料は少し違つておるかもしれないが、十月二十七日くらい現在の百四十二隻くらいが韓國の海軍に拿捕されておる。乗組員は千三百九十二人というように推定されておる。このほかに行方不明が二十隻くらい、沈没が八隻、未帰還の船もまた十隻ある。死者は六名、行方不明は四名、未帰還者が七十二名という重要な報道が、それ／＼の港に伝つておる。こういうときに、國際法の精神からいつて、また慣例からいつて、公海自由の原則が認められただけでは、日本國の漁民を保護する上において、その保護の一つの末端の仕事として保險制度があるわけでありまして、根本的に出漁を保護する点におきまして、私は残念ながら遺憾の意を表さなければなりません。そこでどういふようでありましても、この法律案自体には何ら異議はありませんが、當委員會が招請しても、渉外關係の方が出席しないとか、あるいは農林省にいたしましては、水産庁長官、農林大臣くらいは一応出席せられまして、事の真相を話してもらわなければ、この解決を日韓會談になすりつけられたやうな現状におきまして、われ／＼はこの法律案を絶対的信賴のもとに通過せしむるということはできません。(党内野党に

と呼ぶ者あり)ことに委員長にもお願いいたしますが、いやしくもこれらの法律案をただ事務的な法律案として通過させようとするならば、これは政府當局がまことに不熱心であり、ひいては大藏委員會を輕視しておるものと私は思ひます。どうぞそういう意味におきまして、外務省がどんな忙しい用事がありましても、全漁民に對する福祉増進のために、あるいは日本の獨立を眞に擁護する意味におきまして、これは根本的に交渉の経過を話していただきたい。それは、必要があれば委員長のおとりはからいによつて秘密會にせられてもけつこうです。そして真相をきわめましてこの審議を進めて参りたい。本日は何分にも事務當局を相手にお話をいたしましたけれども、これはかないことでありまして、これは本件につきましましては、國會の面目にかけまじつて、忙しいではあるが、外務大臣も、農林大臣も、水産庁の長官もぜひおいでを願つて、場合によつては保安庁の長官にもおいでを願ひまして、この事實をお話願ひたい。納得すべきものは納得しなければなりません。ただいま委員席からも、党内野党だとの話もありましても、私がこうして申し上げることは、これは野黨の方々も御異議のないことであり。御納得をいただけたらと思う。(異議なし)と呼ぶ者あり)そこでこれらの問題が解決されて、あるいは來年度の予算に對しましては、保險基金等の問題を檢討すること意味で、私は本日はこれ以上質問いたしませんから、ぜひそのことをすみやかにお願いいたします。

しなければこれらの審議は進まないといふことを、私はつきりと申し上げておくわけであります。

○奥村委員長 委員長からお答えいたしておきます。ただいまの御発言は、ごくもつとも存じまして、本日は外務省のアジア局長英二君の出席を當委員會に要求しておいたのですが、フィリピンとの賠償關係の會議出席のためというので出席ができなかつたのであります。これは委員長において了承いたしました。次の機会におきたいと思ひます。次に水産庁長官も、これまたちやうど本日は參議院の水産委員會に参つておりますので、外務省の政府委員とともに要求したいと考えまして、本日はこのようにとりはからつた次第でありまして、次の適當な機會に、この重要な問題は審議いたしたいと思ひますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○奥村委員長 佐藤次郎君。

○佐藤(觀)委員 國民金融公庫のことについて河野銀行局長に質問いたします。

先ほど懇談會の席上で、大分國民金融公庫の資金の欠乏していることを聞きました。一體政府は、十月二日に選舉が開票になつてから今日まで、國民金融公庫の金を借りたために、私どもの選舉區でも多数の申込みがあつて、どうにもならぬやうな重大な状況になつておるのに、どうしてこういうやうな重要な改正を早く法案として出さなかつたといふこと、それからどれほど急いでおられるのか、それについての的確な説明をお話願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫の資金が需要に対して十分でないということはお説の通りでありますので、できるだけ早い機会にこれが資金源を拡充する措置をとりたいと考えておつたのであります。何分にも国民金融公庫は完全に政府の機関である。従いましてその資金はすべて広い意味の財政と直結した関係において解決せざるを得ないということに相なつておるわけでありま

す。従いまして、補正予算案の提出にあたりまして、その一環としてこの問題を取上げざるを得ないという事態になつておるわけでありま。今般補正予算案が提出されるにあたりまして、出資として一般会計から三十億、資金運用部資金から二十億という資金の借入れ、この二つの金額合計五十億を資金源の拡充に充てたいということ

で、本法律案を御審議願つておるわけでありま。私どもはなるべくすみやかにこの問題を御審議願いたいと考えておつたのであります。何分にも補正予算案の提出がこういうわけで今日になりました関係上、この問題だけを切離して提出するというようなことは、少くとも政府当局としてできなかつたわけでありま。遅れたことがいいことであるとは毛頭考えておりませ

んけれども、この辺の事情のところは御了承いただきたいと考えておりま。○佐藤(通)委員 私の方の地方からも、国民金融公庫に対する注文が今日非常に殺到しておりますが、それがために莫大な金を、もつと零細な金のな

い人に貸し出せというのがわね、の趣旨でございます。一体そういうような要求に應ずるだけの金を貸すのに

は、どれくらい資金があつたらいいかということは、おそらく金融公庫總裁の楠田さんはよく御存じだろうと思

いますが、その実情を御説明願いたいと思ひます。○楠田説明員 お答え申し上げます。三年前に国民金融公庫として再発足いたしまして以来、連日お客さんがふえる一方でございます。常に資金が足りないというところに追われ通して、現状もさうでございます。ただ先ほど銀行局長から御説明がありました通り

に、私どもの公庫の資金の源泉は、すべて広義の財政資金でありますので、予算関係と申しますか、それに拘束を受けまして、定期的に資金の需給がうまく合わないという点が、現在相当大きな悩みの一つでございます。今度政府から五十億という出資並びに借入れ

を受けるわけでございますが、その根拠は、大体十二月から来年の三月までの間に、概算でございますが、二百九十五億見当の申込みがあるのではない

か、大ざつぱに申しまして三百億でございます。それに対して、一体どれだけの貸付が望ましいかという点になるのであります。私どもの経験から申しますれば、最小限度三割見当のものはどうしてもお貸付をしなければなら

ない、すべきである。そういつたようなことから計算いたしますと、大体八十八億、九十億見当のものが資金として

している。そのほかに軍人遺家族の国債を担保といたします貸付として十億圓、それから母子家庭に対する貸付

五億圓というものを大体予想いたしますと、十二月から来年の三月までにか

けてまして、大体普通貸付が八十八億とい

たしますと、百三億という資金がい

る、こういうことに相なるわけであり

ます。ところが他方今までの貸付の回収金が十二月から三月までの間に四十

六億圓見当が見込まれます。そのほか

に突は本年当初予算におきまして、政

府出資三十億、それから資金運用部か

らの借入れ二十億、合計五十億という

のが組んでございました。その中で八

億見当の借入れを、実は最近までいた

しておりません。これは軍人遺家族関

係のために、さしあたり十億見当のも

のは別わくとして保留しておいたらど

うかというお話もありまして、いろいろ

な関係からいたしまして、八億見当

というものをまだ残しております。こ

れを回収金四十六億に加えますと、五

十四億ということになります。先ほ

どの所要資金の百三億圓から五十四億

圓を引きますと、残額四十九億、概算

五十億というものが、最小限度であり

ますが、ぜひ必要であらう、こういう

方へ国の金をまわしたら早いじやないか、かえつて中小企業者や、あるいは今度問題になつております遺族に対するとこの國債の発行の取扱いに對しても、その方がいいじやないかというような結果になることを私はおそれるであります。従つて今總裁が言われるように、公務員のわくははずれたが、予算がないんだ、人間が足りないんだというようなことではなく、この公庫自体の運営ということにつきまして、失礼ながら總裁も副總裁も何も東京で總裁室にがんばつておられることが能じやないのですから、各支所の方をおまわりになつて、そういう実態を見きわめて、私はもつと率直にいうならば、各支所におけるところの支所長や幹部は裸になつて――支所長室といばつているのが能じやない、申込人といふ突き合せて相談して話し合つて行くというようなことでなければ、この公庫のできました趣旨、また金をふやそうといひましたが、もてなすはなすは私に思ふのですが、もう一度あなたの心持をお伺ひしたいと思ひます。

ごさいます。先ほど人員の關係で申し落しましたが、能率の改善あるいは職員全体が挺進いたしますこと、これはおつしやる通りのことでありまして、私としても氣をつけておるところであります。また支所長全体もこのような心組みでおるとは存するのであります。しばしばいろいろな点で至らぬところも多かるうと存するのであります。だん／＼とまたよくして参りたいと存じますので、どうぞしばらくごかんなべん願いたいと思います。

○中崎委員 国民金融公庫が非常な努力をされて、大衆資金の調達の上に非常に大きな貢献をしておられる事実を私たちは多とするものであります。ただ今までも論議のうちにありましたように、漸次資金が充実されるのでありますけれども、一面において五割ずつも需要が増加する、そういう業務の量に対して、これに対処する人員なりあるいは窓口なりというものが非常に不足しておるといふ現実、私たちが絶えず公庫に入入りしておる者として、現実これに認めて来ておるものであります。ことに日曜まで動員して絶えずやられるということは、これらの人たちの人道上の問題といひますか、いわゆる健康状態、あるいはまた業務が過重労働に陥るというふうな点などから考へてみまして、この際資金のわくを拡充されるのと並行的に解決されなければならぬ問題と思つてあります。人のやりくりについては非常な願望もされておられて、責任をもつてやつておられると思つてあります。私たちが目をもつていても、これくらい高度の仕事、しかもほとんど精神的な事務でありますけれども、そういう類のものをやるにしても限度があるのであります。この際はが非でも人間の増員と窓口の拡張等をさるべきものと私は考へておるのであります。私はことに長い間銀行に生活しておりまして、金融機関がいかにきわめて細密に、用意周到に事務を扱うべきものであるかということをもつて体験しておるのであります。お上りこした事務については、体力にも限度があり、あるいは人の点においても限度があつて、それ以上どうやれ

と言つてもできない、勢ひ日にちも遅れ、不親切にもなるというのであります。日にちが遅れ、不親切になると、さういふ点も軽視ができませんけれども、さらにまたこれらの従業員に対するところの非常な過重労働でもあり、さらに将来の健康上の問題でもあり、この金融問題というものが円滑に処理されない点等にもならぬと考へてみたときに、この際はが非でも人員の充実増員をやるべきものであると考へるのではありませんが、絶えずいつどういふ方法でこの問題を解決するといふお考えであるか。さらに政府当局においてはどうかいふうにこの問題を考へておられるかといふことをお答え願つて、そうしてこの際予算も審議しておる過程でありますから、その予算の審議と並行的に、これらの問題を一挙に解決すべきものとも考へておるのであります。この点についての御意見をひとつお聞きしたいのであります。

○堀田説明員 ただいままことに御同情ある御鞭撻、ありがとうございます。これは人員の点でございまして、これは予算上の制約がございまして、予算をつくり出すときに政府御当局といふ御相談するわけであります。現状におきましては、まだ一足りませんことはただいま申し上げた通りでありますので、予備費を使用させていただきまして、せめて五十人から百人くらいは至急増員させていただきたいといふことを、今御相談いたしておるところであります。また来年度の予算におきましては、相当程度の増員を組ましまして、その予算化につきましてお願いをいたしておる、そういう状況にござ

います。御了承願いたいと思つております。○中崎委員 給与のわくについても、今予算の制約を受けておるといふことをお聞きしたのであります。この点についても、ことにこの同じ政府の機関でありまして、一面また現業機関でもありまして、そうした両面労働が絶えず継続的にやられておるといふうな現実等も考へ合せてみましても、さらにまた一般金融機関に携つておるところの勤務員の給与状態を比較してみましても、相当に開きはあつておる。私は想像しておるのであります。この点において、この給与問題について予備金のわくがどの程度残つておるか、詳細わかりませんが、いづれにしても今後適當の機会にこの給与の問題についても十分に考慮するべきものであると考へるのであります。この点についてひとつ政府当局の御見解を承りたいと思つております。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫の職員給与につきましては、先般国会の御決議によりまして、職員が国家公務員のわくからはずれたことに伴ひまして、相当程度の給与の引上げを実施いたしました。ちよつと今正確に覚えておりませんが、従来の平均して約三七％、四〇％近くの給与の引上げを実施いたしました。この引上げにあたりましては、非常に正確なる各類似の金融機関の給与の状況と比較いたしまして、あるいは年齢構成、学歴構成、業務の性質等、特に開業銀行、輸出入銀行のような政府の金融機関と一定のバランスをとつてきめた次第であります。従いまして、私どもはさしあたりの問題としては、その辺の類似の性質を持つております機関とのバランスは一応とれておるといふふうに考へております。今予算案で提出されておりますような一般の国家公務員の給与が上るといふことは関係なしに、この点はきめてあるわけでありますから、その比較をとりました類似の金融機関等の給与が上ります際には、これはやはり並行してバランスをとつて考へて参らなければならぬと考へますけれども、国家公務員の給与が上るに従ひまして、それと同じ率で国民金融公庫の給与を上げるといふことは必要でない。というのは、公務員と関連をはずしてしまつたのですから、そういう考へ方のもとに、現在類似の金融機関として日本開発銀行、日本輸出入銀行、これらの給与の問題は今検討の途中にあります。もしこれを上げるということになりました場合には、国民金融公庫の職員給与についても考へて参りたい。なお権衡をとつております類似の機関といたしましては、そのほか鉄道あるいは専売といふような、いわゆる政府機関ではありますけれども公務員でない機関もございまして、これらの機関ともやはりならみ合せながら、これと水準を同じにするという意味じやございませぬけれども、これらの機関ともならんで行かなければならぬ。彼此勘案いたしまして、結論といたしましては、大体輸出入銀行あるいは開業銀行、いわゆる政府機関である金融機関であります。これらと一定のバランスをとつた上で考へて行かなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○中崎委員 実は先ほど總裁からの意見の発表がありました。非常に忙し

い余りに家へ持つて帰つてまで仕事をやる。しかもこれが残業手当といひますか、そういうものとして正当な計算はなか／＼し得ないものである。また実際において出すだけのわくがないといふか、余地がないためにといふか、そういうふうなこともあると思つてあります。ことに私たちは、いろいろ政府機関たる金融機関の状態については、ある程度は存じておるのであります。その中において、最も零細な、ただ単に数をたくさん扱うだけになく、しかも書類の上だけで審査をなし得ない、また実行をなし得ないといふ特殊金融なるがゆゑに、より以上の努力と苦心と苦勞をしておられる。こういう点についても、他の政府機関たる金融機関との比較において、ウェイトを持たすべきではないかといふふうに考へておられて、先ほどのような意見を申し上げたわけであります。この点については、特にひとつその特殊性を御考慮願いたいといふことを希望しておるのであります。

次に金利の問題でございしますが、これはやみ金融や何かに比べたら決して高いとは申しませんが、政府の扱うところの金融として、いわゆる国家的な見地から見た金融の金利としては決して安くはないといふふうに考へておるのであります。もちろんこれには回収不能の問題、いわゆる危険負担の問題もありましようけれども、また金額が零細であるというがためにコストがかかるということもありましようが、いづれにしても借りる側から言いますと、この年一割二分程度の金利といふものは相当高いといふふうに考へられるわけでありまして、この点について金

利をさらに引下げて行くというふうな考えをお持ちであるかどうか。これに関連して一体今日までの回収状況、言いかえれば回収期限であるのかかわらずこれの回収が遅れておる、あるいは全然回収の見込みがないというふうなもの、状況はどういうふうになつておるかというのをあわせて御答弁願いたいと思います。

○棚田説明員 金利の点についてお答え申します。現在年一割二分、月一分ということでしたしております。これは当初におきましては、仕事が非常にこまかい、それからさらに調査その他に相当の人手その他もいりまする関係、また期限が大体三年以内ということになつておりました。大体平均二年くらいになつておるかと思つておりますが、そのような状況からいたしまして、市中金利と比べまして、日歩三錢三厘見当、年一割二分というのは必ずしも高いものではないというぐあい、考えまして、三年前にきめられたものでございまして、最近全体が低金利の情勢にあることでもありますし、また公庫自体は独立採算制をとつておりますが、納付金をいたすような事態になつております。それから本年度の決算においては、大体二億二千万円見当の剰余金が出るのではないかと、いうふうな状況にも相なりました関係上、中小企業の方々の負担を少しでも下げるといふ意味において、できれば金利の引下げを考えてみたい、今研究いたしておるところでございますが、ただ他方におきまして、件数も非常にふえて来ておりますし、またそれに伴ひましてある程度の経費の増加の考えら

れる点もございいます。かた／＼どの見当にいたそうか、いつどの見当にいうことについてはまだ成案を得ておりませんが、できますれば金利の引下げを考えたいというぐあいに思つております。

それから回収の状況であります。お手元到大蔵省の方から資料としてお出ししたものがございしますので、それに基づきまして御説明申し上げます。国民金融公庫の資金の運用状況に

関する一枚の資料がございします。その下の段にあります回収という点につきまして、これは昭和二十四年六月、公庫としてでき上りましてから本年の九月までの成績でございします。三年と四箇月、四十箇月間の成績に相なるわけ

でございますが、その期間内におきまして、一等下の欄に書いてあります数字二百三十六億八千九百万円というのを貸出しをいたしましたわけであり

ます。そのうちで貸付期間が到来いたしました金額が百二十四億二千八百万円、それから貸付期限がまだ到来いた

しませんものが百十二億六千万円と相なつております。その貸付期限が到来した分百二十四億二千八百万円につ

きまして分析いたしてみますと、この一に書いてあります貸付期限内に回収した金額が百二十一億二千四百万円であ

りまして、貸付期限が到来いたしました金額百二十四億二千八百万円に對しましては、九七・五五％ということになつております。期限が経過いたしました

て、その後で回収しました金額が八千八百七十一万円、その比率が〇・七一％であります。なお返済期限が参りましてまだ未回収になつております金額——これが滞りということになりまするが、

これが二億一千五百万円、その割合は一・七三％になつております。一般的に申しまして昨年あたりから比べますと、延滞数が多少ふえて来ておる傾向はございしますが、まだ一・七三％という程度にとどまつておりまして、かなり順調に回収ができております。これは、一つは支払い関係が月賦の長期にわたりまする関係から、お客様方がお返ししやすいという点もございします。同時に私どもがお貸出しいたしました資金をお客様方が有効にお使いくださつて、事業を滞りなく進められておられる証拠であると、非常にうれしく存じておるところでございます。

○中崎委員 ただいまの御報告によりまして、零細な中小企業者に対するところの資金の貸出しとしては、まれに見るような好成绩だと思ひます。それは一面においては調査が十分に行き届いてゐる。そしていやくも危険性のあるようなものに対しては、きわめて注意を払つて貸し出しておられるという一つの証左でもあらうと思ひます。

中小企業の金融といへば、相当危険をはらんでゐるものだといふふうな今日までは考へて来ておつたのですが、これだけ巨額の金の運用をしながら、これだけの状態にある。しかもこれの中においても、今後相当に回収の可能のものも、もちろんで得ると思われ

ますので、その危険性の点は非常に微々たるものだといふふうな考へておるのであります。そうしますと、先ほども申し上げましたように、金利の立て方の上において、さらに相当大幅に引下げられてもいいのではないかと考へるのでありますし、一面におい

て、これはまた政府の政策として取上

げられておる事業でありますから、人件費等の点まで一切これにぶつかけ

て、いわゆる独立採算というふうな考への上に全部を持つて行かれることはどうかということも、あわせ考えられ

るのであります。今後金利の引下げ等をお考へになる場合においては、そうした要素等も十分に取入れられて、できるだけ安い金利をもつて、そうして多くの困つてゐる人たちの生業の資金、あるいは事業発展の資金のためにこの運用ができるように、私は特に希望しておるのであります。以上、私の希望意見を申し上げまして質問を終ります。

○奥村委員長 本日はこれをもつて散会いたします。次会は明二十九日午前十時から開会いたします。
午後零時二十五分散会

昭和二十七年十二月四日印刷

昭和二十七年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局